

# 成年後見制度利用促進 ニュースレター

第5号



発行/埼玉県、埼玉県社会福祉協議会

彩の国 埼玉県

埼玉県と埼玉県社会福祉協議会では昨年度より、年に4回程度ニュースレターを共同発行し、成年後見制度利用促進に向けた県内の取組状況等をお知らせしています。

## ～本号の掲載内容～

- 県実施・市町村における成年後見制度利用状況等調査の結果概要 (p1-2)
- 県社協実施・市町村社協における成年後見関連事業の取組状況調査の結果概要 (p2-3)
- 各市町村・市町村社協への取組支援 (p3)
- 令和3年度県協議会を開催しました (p4)
- 九都県市による取組について (p5)
- 各家庭裁判所・県・県社協連絡先 (p5)



## 「成年後見制度利用状況等調査」結果概要 (令和3年4月1日時点)



この調査は、市町村における成年後見制度の利用促進に係る取組状況や成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組状況等を把握するため、実施しました。結果の一部を紹介します。

### 1 中核機関・成年後見センターの整備状況・協議会等の合議体の設置状況

#### ア 中核機関・成年後見センターのいずれかを設置済: 24市町村 (38.1%)

##### ① 中核機関設置済: 15市町村

直 営 : 坂戸市、ときがわ町、皆野町

一部委託 : 狭山市、志木市

委 託 : さいたま市、川越市、川口市、深谷市、和光市、富士見市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、越生町、寄居町

##### ② 成年後見センターのみ設置済: 9市町村

委 託 : 熊谷市、所沢市、飯能市、東松山市、越谷市、入間市、八潮市、三郷市

社協事業 : 草加市

内  
訳

#### イ いずれかを設置の見込みがある(令和3年4月2日以降): 11市町村 (17.5%)

内  
訳

① 令和3年度中: 6市町村: 秩父市、本庄市、上尾市、久喜市、伊奈町、鳩山町

② 令和4年度～令和5年度: 5市町村: 羽生市、桶川市、毛呂山町、小鹿野町、神川町

#### ウ 設置時期の見込みがない: 28市町村 (44.4%)

#### エ 協議会等の合議体の設置状況

##### ① 設置している: 12市町村

さいたま市、川口市、所沢市、本庄市、深谷市、上尾市、志木市、和光市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、ときがわ町

##### ② 今後設置予定がある: 6市町村

羽生市、越谷市、桶川市、富士見市、越生町、鳩山町

(前頁の続き)

## 2 市町村計画策定状況について

### ア 市町村計画を策定済み:33市町村(52.4%)

内訳

- ①単独の計画:1市町村 志木市
- ②地域福祉計画等を含む:32市町村(以下)
  - ・令和2年度までに策定:8市町村  
熊谷市、深谷市、東松山市、草加市、志木市、和光市、吉見町、ときがわ町
  - ・令和3年3月策定(4月1日施行):25市町村  
さいたま市、川越市、秩父市、所沢市、本庄市、春日部市、狭山市、上尾市、越谷市、戸田市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、三芳町、小川町、川島町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、美里町、神川町、寄居町

### イ 策定期の見込みがある(令和3年4月2日以降予定):12市町村(19.0%)

内訳

- ①令和3年度中～令和4年4月(7市町村)  
飯能市、羽生市、鴻巣市、桶川市、越生町、鳩山町、横瀬町
- ②令和4年度中～令和5年4月(4市町村)  
久喜市、毛呂山町、横瀬町、上里町
- ③令和5年度中～令和6年度(1市町村)  
入間市

### ウ 策定期が決まっていない:18市町村(28.6%)

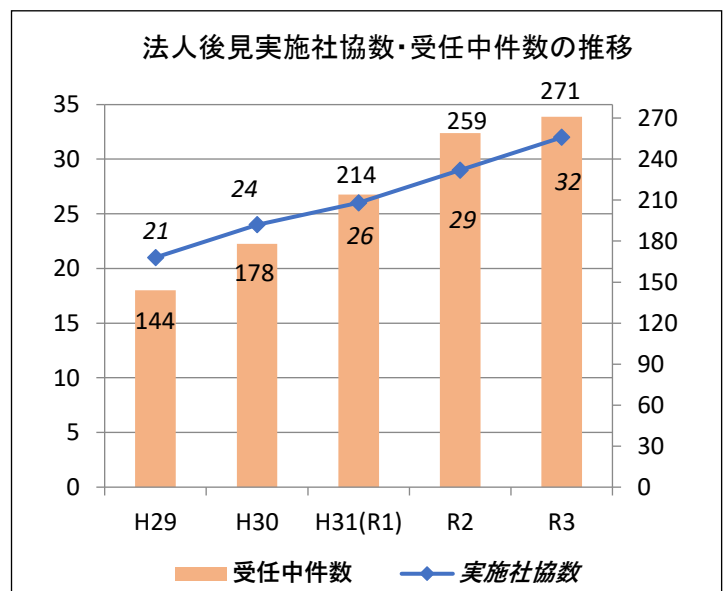
## 「市町村社協における成年後見関連事業の取組状況調査」 結果概要(令和3年4月1日時点)

本調査は市町村社協における法人後見や市民後見人養成、中核機関の受託等の取組状況や課題を把握し、今後の体制整備に活かすことを目的として実施しました。結果の一部を紹介します。

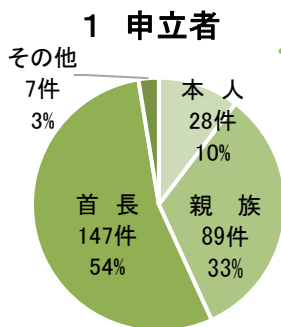


### ＜法人後見等の実施状況＞

- ・法人後見の実施社協数は32か所で、実施率は51%と過半数を超えました。「基本計画」が施行された平成29年からは11社協増え、その差は1.5倍です。また、受任件数も平成29年の144件に比べて271件に増加しています。
- ・1社協においては、任意後見契約(1件)を結んでいます。
- ・市民後見人との共同受任を行っている社協や、親族後見人や市民後見人の監督人に選任されている社協も見られました。

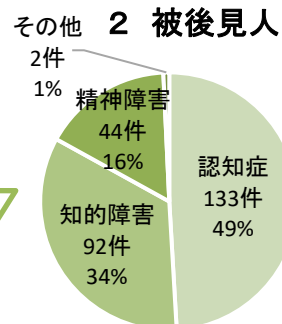


## <受任事案の内容>

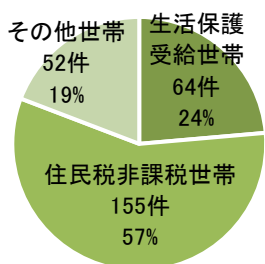


「**首長（市町村长）申立**」が**54%**と半数以上を占めており、**孤立や虐待が背景にあることが推察**されます。

被後見人は認知症の方が**49%**と最も多く、次いで知的障害者**34%**、精神障害者**16%**と続きます。**知的障害者の割合が年々増加してきていることから、いわゆる「親亡き後」への課題が表面化**してきていると考えられます。



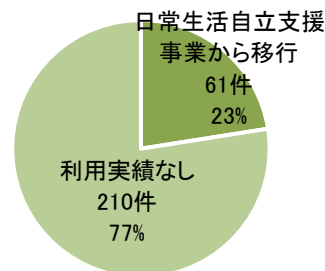
### 3 収入状況



収入状況をみると、「**生活保護受給世帯**」と「**住民税非課税世帯**」が合わせて**81%**に及び、財産の少ない案件の一端を社協が担っていることが見受けられます。

### 4 日常生活自立支援事業の利用

**日常生活自立支援事業から移行したケースは23%あり、増加傾向**にあります。「基本計画」にある「日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行」の考え方も踏まえ、利用者にとって最適な支援を検討する必要があります。



県社協では、法人後見事業の立ち上げや中核機関の設置に向けた取組を支援するため、各市町村社協への個別支援（訪問・来所）を行っています。

## 各市町村・市町村社協への取組支援

### □ 加須市社会福祉協議会（4月・訪問）

加須市社協では、まずは計画の策定や法人後見等できるところから、地域連携ネットワークの一部である社協としての役割を果たしていきたいとの話がありました。県社協からは、成年後見制度利用促進基本計画の概要や法人後見に関する説明を行いました。

### □ 白岡市・白岡市社会福祉協議会（4月及び6月・県社協へ来所）

白岡市では、令和3年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、白岡市社協と連携しながら地域連携ネットワークの構築を目指しています。県社協からは先進地区の取組を紹介しながら中核機関の設置や法人後見の体制づくりのポイントについて情報提要进行いました。

### □ 上尾市成年後見制度利用促進審議会（5月・委員出席）

上尾市では昨年度から審議会が立ち上がり、中核機関の設置等に向けた協議が継続して行われています。今年度の第1回審議会では、令和3年度中に中核機関を設置することが決定し、上尾市社会福祉協議会が委託の候補先となっています。



## 令和3年度 県協議会を開催しました

令和3年5月31日(月)13:30から、令和3年度埼玉県成年後見制度利用促進協議会(以下、県協議会という)を県社会福祉協議会からオンラインにて開催しました。昨年度は新型コロナウイルスの影響により中止となりましたので、県協議会の開催は、2年ぶり、3回目の開催です。約200名の方々に視聴いただき、大変盛況な会となりました。国の5か年の基本計画の最後の年になります。引き続き、各支部協議会における協議、情報交換も活用しながら体制整備を図っていきましょう。



### 事例発表の様子

左から、県権利擁護センター所長丸山広子(コーディネーター)、本庄市地域福祉課内野晃宏課長補佐、和光市社会福祉協議会権利擁護センター高野知子所長、同センター国井剛主事、志木市共生社会推進課高山佳明主査

### ～参加者アンケートから～(116枚回収)

Q1 成年後見制度利用促進に向けて役立つ内容でしたか？

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1 非常に役立つ内容だった | 30人 |
| 2 役立つ内容だった    | 84人 |
| 3 あまり役立たなかった  | 2人  |
| 4 まったく役立たなかった | 0人  |

○コメント(一部)

・最新動向を把握できた。・中核機関設置に向けて、県内自治体の取組事例が参考になった。・中核機関設置に係る経費や人員などについて知りたい。・中核機関、地域連携ネットワークの支援の具体例を紹介してほしい。など

### 次 第

- 1 開会あいさつ  
埼玉県福祉部地域包括ケア課長 藤岡 麻里
- 2 成年後見制度利用促進基本計画の内容及び最新の動向について  
厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室 室長補佐 上辻 暁久 氏
- 3 成年後見制度利用促進の県内状況等について  
埼玉県福祉部地域包括ケア課 主幹 松本 信彦
- 4 成年後見制度の利用促進に向けて  
さいたま家庭裁判所 部総括判事 湯川 浩昭 氏
- 5 県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会における成年後見制度利用促進への取組状況について  
埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 副所長 神谷 友子
- 6 専門職団体における取組  
埼玉県三士会協議会 事務局長・弁護士 小屋野 匡氏
- 7 事例発表  
(1)本庄市 福祉部地域福祉課  
(2)和光市社会福祉協議会権利擁護センター  
(3)志木市 福祉部共生社会推進課
- 8 質疑応答
- 9 閉会あいさつ  
埼玉県社会福祉協議会副会長 上木 雄二

Q2 今後どのような開催方法を望みますか？

- |           |       |
|-----------|-------|
| 1 集合方式    | 10人   |
| 2 オンライン形式 | 54人   |
| 3 両方で選択方式 | 50人   |
|           | 無回答2人 |

参加団体:59市町村、55市町村社協、埼玉弁護士会、埼玉県司法書士会、埼玉県社会福祉士会、関東信越税理士会埼玉県支部連合会、埼玉県社会保険労務士会、埼玉県行政書士会、厚生労働省成年後見制度利用促進室、さいたま家庭裁判所及び各支部、県障害者支援課 合計123団体

皆様の御参加、御協力 ありがとうございました。

～お知らせ～

## 九都県市による取組について

九都県市（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は、令和2年度、埼玉県知事の提案により、成年後見制度利用促進に関する検討を行ってきました。

その結果、共通のロゴマークを作成し、広報や啓発活動に利用していくこととしました。協議会各団体においても、機会あるごとに御利用いただければ幸いです。（データは別途県から提供します）。

さらに、令和3年9月を九都県市合同の成年後見制度普及促進月間とし、各都県市による取組をおこないます。

埼玉県では現在、次の取組を予定しています。

①「彩の国だより」9月号での広報

②成年後見なんでも電話相談（三士会協議会・県・県社協）

9月4日（土）10：00～16:00 当日のみTEL：048-710-5040

③ニュースレター9月号を県民向けに発行

④世界アルツハイマーデー記念講演会における特設コーナーの設置

⑤九都県市成年後見制度利用促進のための意見交換会

⑥県ホームページへの掲載 等

お問い合わせは、県地域包括ケア課までお願いいたします。

九都県市  
共通ロゴマーク



**あなたの権利と財産を守ります**

成年後見制度を考えてみませんか

九都県市（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は認知症の人などの権利を擁護するために成年後見制度の利用を促進します。

## 家庭裁判所・県・県社協 連絡先

各家庭裁判所	本庁後見センター	越谷支部後見係	川越支部後見係
	担当：主任書記官 小野 TEL：048-863-8816	担当：主任書記官 合田 TEL：048-910-0123	担当：主任書記官 佐藤 TEL：049-273-3041
飯能出張所	熊谷支部	秩父支部	久喜出張所
担当：主任書記官 君島 TEL：042-972-2342	担当：主任書記官 岩下 TEL：048-500-3113	担当：主任書記官 関口 TEL：0494-22-0226	担当：主任書記官 関根 TEL：0480-21-0157

埼玉県福祉部地域包括ケア課	埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター
担当：川端、橋本 TEL：048-830-3251 FAX：048-830-4781	担当：丸山、神谷、諏訪部、小嶋 TEL：048-822-1194 FAX：048-822-1406